

筑前海区漁業調整委員会指示第220号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、筑前海区における浮きを使用した釣りに関する漁業調整を図るため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究等のために該当手法を用いる場合は、この限りではない。

令和8年9月1日

筑前海区漁業調整委員会会長 富重 信一

1 指示の適用海域

次の（1）から（11）の区域。

（1）長間礁（筑共第5号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度42.285分、東経130度 8.138分
イ 北緯33度40.800分、東経130度 9.366分
ウ 北緯33度40.764分、東経130度10.571分
エ 北緯33度42.556分、東経130度 9.268分

（日本測地系）

ア 北緯33度42.089分、東経130度 8.277分
イ 北緯33度40.603分、東経130度 9.505分
ウ 北緯33度40.567分、東経130度10.710分
エ 北緯33度42.360分、東経130度 9.407分

（2）小呂島（筑共第7号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度54.046分、東経130度 0.587分
イ 北緯33度50.778分、東経130度 0.732分
ウ 北緯33度50.753分、東経130度 3.366分
エ 北緯33度54.018分、東経130度 3.512分

（日本測地系）

ア 北緯33度53.851分、東経130度 0.725分
イ 北緯33度50.583分、東経130度 0.870分
ウ 北緯33度50.558分、東経130度 3.505分
エ 北緯33度53.823分、東経130度 3.651分

（3）灯台瀬（筑共第4号共同漁業権漁場）

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

（世界測地系）

ア 北緯33度39.159分、東経130度 6.264分
イ 北緯33度38.778分、東経130度 6.687分
ウ 北緯33度39.350分、東経130度 8.062分
エ 北緯33度40.358分、東経130度 7.159分

（日本測地系）

ア 北緯33度38.962分、東経130度 6.402分
イ 北緯33度38.581分、東経130度 6.825分

ウ 北緯33度39.153分、東経130度 8.201分

エ 北緯33度40.162分、東経130度 7.298分

(4) 烏帽子・地の瀬 (筑共第2号共同漁業権漁場ほか)

次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度42.614分、東経129度58.975分

イ 北緯33度41.001分、東経129度58.410分

ウ 北緯33度38.092分、東経130度 2.417分

エ 北緯33度38.699分、東経130度 4.955分

オ 北緯33度41.323分、東経130度 2.344分

(日本測地系)

ア 北緯33度42.418分、東経129度59.113分

イ 北緯33度40.805分、東経129度58.548分

ウ 北緯33度37.895分、東経130度 2.555分

エ 北緯33度38.502分、東経130度 5.093分

オ 北緯33度41.127分、東経130度 2.482分

(5) 沖ノ島

宗像市沖ノ島最大高潮時海岸線から2海里以内の区域。

(6) 波津白瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度56.055分、東経130度33.080分

イ 北緯33度55.064分、東経130度33.109分

ウ 北緯33度55.094分、東経130度34.663分

エ 北緯33度56.074分、東経130度34.621分

(日本測地系)

ア 北緯33度55.855分、東経130度33.220分

イ 北緯33度54.864分、東経130度33.249分

ウ 北緯33度54.894分、東経130度34.803分

エ 北緯33度55.874分、東経130度34.761分

(7) 幸辰

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯33度59.032分、東経130度35.181分

イ 北緯33度58.885分、東経130度35.390分

ウ 北緯33度58.338分、東経130度35.028分

エ 北緯33度58.648分、東経130度34.689分

(日本測地系)

ア 北緯33度58.832分、東経130度35.321分

イ 北緯33度58.685分、東経130度35.530分

ウ 北緯33度58.138分、東経130度35.168分

エ 北緯33度58.448分、東経130度34.829分

(8) 箱山出シ

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 0. 271分、東経130度33. 321分
イ 北緯34度 0. 661分、東経130度33. 707分
ウ 北緯34度 0. 199分、東経130度34. 950分
エ 北緯33度59. 986分、東経130度34. 760分

(日本測地系)

ア 北緯34度 0. 071分、東経130度33. 461分
イ 北緯34度 0. 461分、東経130度33. 847分
ウ 北緯33度59. 999分、東経130度35. 090分
エ 北緯33度59. 786分、東経130度34. 900分

(9) ロクロ・スギザキ・相ノ切レ

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 1. 508分、東経130度37. 620分
イ 北緯34度 0. 006分、東経130度38. 698分
ウ 北緯33度59. 149分、東経130度40. 075分
エ 北緯33度59. 355分、東経130度40. 526分
オ 北緯34度 0. 260分、東経130度40. 027分
カ 北緯34度 0. 724分、東経130度39. 399分
キ 北緯34度 1. 547分、東経130度38. 614分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1. 308分、東経130度37. 760分
イ 北緯33度59. 806分、東経130度38. 838分
ウ 北緯33度58. 949分、東経130度40. 215分
エ 北緯33度59. 155分、東経130度40. 666分
オ 北緯34度 0. 060分、東経130度40. 167分
カ 北緯34度 0. 524分、東経130度39. 539分
キ 北緯34度 1. 347分、東経130度38. 754分

(10) 白島西沖

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 1. 608分、東経130度42. 248分
イ 北緯34度 1. 425分、東経130度41. 796分
ウ 北緯34度 0. 577分、東経130度42. 223分
エ 北緯34度 0. 865分、東経130度42. 762分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1. 408分、東経130度42. 388分
イ 北緯34度 1. 225分、東経130度41. 936分
ウ 北緯34度 0. 377分、東経130度42. 363分
エ 北緯34度 0. 665分、東経130度42. 902分

(11) コ瀬

次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯34度 2. 161分、東経130度42. 318分

イ 北緯34度 2. 514分、東経130度42. 945分

ウ 北緯34度 1. 748分、東経130度43. 413分

エ 北緯34度 1. 498分、東経130度42. 691分

(日本測地系)

ア 北緯34度 1. 961分、東経130度42. 458分

イ 北緯34度 2. 314分、東経130度43. 085分

ウ 北緯34度 1. 548分、東経130度43. 553分

エ 北緯34度 1. 298分、東経130度42. 831分

2 指示の内容

船舶において、浮きを使用した釣りを行ってはならない。

3 指示の期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

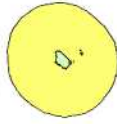
(参考図) 浮きを使用した釣りの制限区域

凡例



禁止区域(委員会指示第206号)

沖ノ島



ロクロ・スギザキ・相ノ切レ



コ瀬

箱山出シ



幸辰



波津白瀬



白島西沖



小呂島



烏帽子・地の瀬



長間礁



灯台瀬

